

## 期間業務職員について

### 1. 期間業務職員（介護員）の概要

#### ① 身分

国家公務員法第 2 条第 2 項の規定による一般職に属する非常勤職員。

#### ② 勤務形態

1 日 7 時間 45 分勤務、任期は 1 年以内で、発令日の属する会計年度の末日（3 月 31 日）までの期間の範囲内で定められている。

#### ③ 勤務条件

- ・ 労働時間については、定員内職員と同様。
- ・ 休暇については、労働基準法等による取扱いと同様。（忌引等一部認められている休暇もある）

#### ④ 給与

- ・ 基本給は、定員内職員の俸給月額を基礎として支給。（俸給月額を 21 日で除した日額単価。）
- ・ 昇給は、3 年目まで。
- ・ 諸手当は、定員内職員に準じて支給。  
〔地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当（夜間看護等手当、放射線取扱手当）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、俸給の調整額、扶養手当、寒冷地手当、特地勤務手当、宿日直手当〕
- ・ 期末・勤勉手当は、定員職員に準じて年間「4. 1 月」（平成 27 年度）支給。

#### ⑤ 採用方法

原則公募による採用であるが、個別に面接等を実施し、処遇条件（勤務内容、給与等）を示し、双方合意できた者は、連続 2 回を限度に公募によらず採用できる。

## 2. 期間業務職員の現状

### ① 期間業務職員の処遇（給与）について

民間の常勤介護職員の勤続5年以上10年未満の方の平均給与額が、年間約256万円（基本給＋期末・勤勉手当（諸手当除く））であるのに対して、期間業務職員の3年目の平均給与額は、年間約270万円となっており、民間と比して+14万円であることから給与水準は低くはない。

[民間とハンセン病療養所の比較（年額/円）]

勤続年数	民間（常勤）	ハンセン病療養所（期間業務職員）	差額
1年未満		2,635,624	—
1年以上2年未満	2,347,280	2,675,944	+328,664
2年以上3年未満	2,383,520	2,701,144	+317,624
3年以上4年未満	2,419,760	—	—
4年以上5年未満	2,441,000	—	—
5年以上10年未満	2,555,360	—	—

(出典)

- ・民間（基本給）……第99回社会保障審議会介護給付費分科会資料（H26.3.27）
  - ・民間（賞与）……厚生労働省平成25年賃金構造基本統計調査「福祉施設介護員」の項
- ※賞与以外の手当は含まない

### ② 期間業務職員の公募によらない採用回数について

人事院の通知により、期間業務職員の公募によらない採用は、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとされており、当省としてはこの通知に従って運用しているところ。

期間業務職員の適切な採用について（通知）（抄）

（平成22年8月10日付 人企-972 人事院事務総局人材局長通知）

1 任命権者は、期間業務職員を採用する場合において、人事院規則8-12（以下「規則」という。）第46条第2項第2号及び人事院規則8-12（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日人企-532。以下「運用通知」という。）第46条関係第3項に規定する場合には公募によらないことができるとされているが、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に定める平等取扱の原則及び任免の根本基準（成績主義の原則）を踏まえ、任命権者は、これらの規定による公募によらない採用は、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとすること。

（略）

(参考) 介護職員の数について

期間業務職員の欠員はあるものの、介護員（定員職員＋期間業務職員（賃金職員））の総数は近年増加している。

[介護職員の現在員数（人）]

	H25.5	H26.5	H27.5
定員職員	615	675	705
期間業務職員 (賃金職員)	450	469	441
合計	1,065	1,144	1,146

[入所者数及び入所者一人あたり介護員数（人）]

	H25.5	H26.5	H27.5
入所者数	1,979	1,840	1,718
入所者一人あたり の介護員数	0.54	0.62	0.67